

援農ボランティア 募集要項

～「援農」から「縁農」へ～

援農ボランティアは、静岡市内の人手不足に悩む農家へ、ボランティアを派遣する事業です。この援農を通じて静岡市の農業者と消費者とが顔の見える関係をつくり、営農の継続がしやすい状況をつくることにより、静岡市の農業と自然環境を守ることを目的としています。

1. 作業内容

市内受入農家の指定する作業

(土づくり、種まき、植え付け、施肥、草取り、収穫、出荷準備、小売手伝い、清掃など)

2. 募集人員

次の条件を満たす方

- ・15歳以上の健康な方（※ただし高校生の場合は、保護者の同意を得てください）
- ・受入農家の指導に従い、農家や他のボランティアに迷惑をかけず農作業の手伝いができる方
- ・受入農家の指定する集合・送迎場所まで自力で移動できる方（※居住地の市内外は問いません）
- ・受入農家と直接連絡することができる方

3. 注意事項

- ① ボランティア活動には労働の対価としての報酬、交通費等いかなる金銭も支給されません。また、農家の繁忙期での援農となりますので、お客さまとしての扱ひもされません。
- ② 農作業に必要な農機具については各農家等で用意していただく予定です。また、当日は作業が可能な服装でお越しくください。
- ③ 作業にあたっては、各農家の指導に従っていただくことになります。また、作業場所によっては傾斜地等もありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 農産物等の運搬用モノレールには、事故防止のため絶対に乗らないようお願いします。

4. 保険について

ボランティアとして行われる農作業は、市で加入する「ボランティア保険」の対象となります。すでに他の「ボランティア保険」等に加入済みの方はお知らせください。

※学校管理下での活動や、団体の事業・親睦目的、単位取得やインターンシップを目的とした活動などは対象外となります。ご自身で、同様の補償がある保険への加入をお願いします。

詳しくは社会福祉法人全国社会福祉協議会「ボランティア活動保険」の約款をご覧ください。万が一事故やケガをした際には、すみやかに農家に報告し、病院等で手当てを受けてください。また、保険の手続事務等もありますので市役所農業政策課に必ず連絡をしてください。

5. 申し込みからボランティアの実施まで

① ボランティア登録

登録申込書または申込フォームに必要事項を記入し、農業政策課にご提出ください。

市で保険加入手続きを行う場合は、この申込が保険の加入申請を兼ねます。

当月 15 日までに到達した申込については、翌月 1 日より保険適用開始となり、その年度の 3 月 31 日までの補償となります。

② 受入農家の選択

登録・保険加入手続きが済みましたら、農業政策課より手続き完了のお知らせを送付します。

通知に同封または市ホームページに掲載の受入農家一覧表より、ボランティア希望の農家を選択し、農業政策課にご連絡ください。受入農家の連絡先をお伝えいたします。

なお、申込時にあらかじめ希望先がある場合は備考欄にその旨ご記入ください。

③ ボランティアへの参加

ボランティア参加者と受入農家で直接連絡をとり、作業日時・内容・集合場所・持ち物などの打合せを行い、ボランティアにご参加ください。参加の際は事故や熱中症などに十分ご注意ください。

④ ボランティア参加後

参加決定時・参加後・2 回目以降などの農業政策課への連絡は不要です。他の農家への参加を希望される場合や、ご不明な点がありましたら農業政策課までお気軽にご相談ください。

ボランティア登録は年度毎です。当年度ボランティア登録をされた方へは、翌年度の更新の案内を 3 月頃にさせていただきます。また、ボランティア参加募集の案内を送付させていただくことがあります。

6. 個人情報の取扱いについて

参加申し込み時に寄せられた個人情報（住所、氏名、生年月日、電話番号等）については、当事業の目的以外には使用しません。

なお、氏名、連絡先などの個人情報の一部は、事業の運営に必要な情報として受入農家や指導にあたる農協職員に提供されることがあります。また、ボランティア保険の加入や保険金の支払のために保険会社に提供させていただきますのでご了承ください。

【お問い合わせ・申込書の提出先】

静岡市経済局農林水産部 農業政策課 みかん・園芸・畜産係

〒424-8701 静岡市清水区旭町 6 番 8 号

電話 054-354-2091 FAX 054-354-2482